

国水政第 28 号
国水環第 50 号
国水治第 42 号
国水防第 97 号
国水策第 58 号
令和 3 年 7 月 15 日

各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県担当部長
各指定都市担当部長
(独) 水資源機構担当部長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長
河川環境課長
治水課長
防災課長
水資源部 水資源政策課長
(公印省略)

河川法第 16 条の 4、第 16 条の 5 及び
独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 に基づく権限代行制度について

河川法及び独立行政法人水資源機構法の規定に基づく権限代行制度に関する解釈及びその運用については、平成 29 年 6 月 19 日付け国水政第 14 号・国水環第 21 号・国水治第 27 号・国水防第 53 号・国水策第 19 号「河川法第 16 条の 4 及び独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 に基づく権限代行制度の創設について」により通知したところである。

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 31 号) は令和 3 年 5 月 10 日に、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(令和 3 年政令第 205 号) 及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に

伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」(令和3年国土交通省令第48号)は、令和3年7月14日にそれぞれ公布され、いずれも令和3年7月15日に施行されたところである。

改正後の河川法(昭和39年法律第167号)第16条の4及び第16条の5に基づく国土交通大臣による権限代行制度に関する解釈及び運用については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(令和3年7月15日国水政第20号)をもって水管理・国土保全局長から通知されたところであるが、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「水資源機構法」という。)第19条の2に基づく独立行政法人水資源機構(以下「水資源機構」という。)による権限代行制度を含め、さらに下記の事項に十分留意して、その適切な運用に努められるようお願いする。また、都道府県におかれては、この旨を管内河川管理者(指定都市を除く)に周知方取り計らわれない。

なお、本通知中、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長が河川法第16条の4及び第16条の5並びに水資源機構法第19条の2に基づき行う権限代行の要請に関する部分については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

本通知を以て、平成29年6月19日付け国水政第14号・国水環第21号・国水治第27号・国水防第53号・国水策第19号「河川法第16条の4及び独立行政法人水資源機構法第19条の2に基づく権限代行制度の創設について」は、廃止する。

記

第1 国土交通大臣による指定区間内の一級河川又は二級河川における改良工事、修繕又は災害復旧事業に関する工事について

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第53条第3項第1号及び第5号の規定により、河川法第16条の4第2項に規定する権限並びに河川法施行令第10条の8第1項及び第4項の規定による権限は、地方整備局長及び北海道開発局長(以下「地方整備局長等」という。)に委任されることとなる。

1. 代行対象の選定の考え方について

河川法第16条の4第1項の規定により、改良工事、修繕又は災害復旧事業に関する工事を「都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合」とは、当該工事の対象となる施設の構造、当該施設の存する地域の地形又は地質、当該工事に要する技術又は機械力や当該工事の緊急性と当該都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の工事实施体制又は技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、地方整備局長等が都道府県知

事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）に代わって当該工事を行う必要があると認められる場合とする。

また、権限代行により実施する工事は、同項の規定により、「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に限られる。具体的には、社会条件や自然条件等により技術的難度が高いものと認められる工事をいうものであり、例えば、既存のダムの施設を運用しながら行う堤体の嵩上げやゲート等の放流設備の改良等の改良工事、家屋が集積する市街地や高速道路、新幹線等の重要な交通を横断又は並行する場所等で施行する地下放水路等の改良工事、浸水区域に市役所など防災上重要な拠点が含まれる箇所では堤防の決壊箇所が複数に及ぶなど、次の出水に備えて極めて緊急的に復旧を行う必要性がある堤防等の災害復旧事業に関する工事等がこれに当たる。

なお、地方整備局長等が当該工事を代行する必要性までは認められない場合であっても、地方整備局長等は都道府県知事等による当該工事の実施に係る助言を行うことが望ましい。

2. 代行を要請する際の手続きについて

都道府県知事等は、河川法第 16 条の 4 第 1 項の要請を行おうとするときは、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分に調整の上、別添 1 の様式により要請を行うものとする。

また、各地方整備局等は、当該要請に係る窓口を定め、あらかじめ関係都道府県等に周知するものとする。

3. 費用負担等に関する手続きについて

国土交通大臣が権限代行により工事を行う場合、当該工事は国が実施する工事として取り扱われる。このため、権限代行が開始されて以降の、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「国庫負担法」という。）に基づく国の補助金等に係る手続きについては、都道府県知事等が行う必要はない。

第 2 国土交通大臣による指定区間内の一級河川又は二級河川における特定維持について

河川法施行令第 53 条第 3 項第 1 号及び第 5 号の規定により、河川法第 16 条の 5 第 2 項に規定する権限並びに河川法施行令第 10 条の 9 第 1 項及び第 4 項の規定による権限は、地方整備局長等に委任されることとなる。

1. 代行対象の選定の考え方について

河川法第 16 条の 5 第 1 項の規定により、特定維持を「都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」とは、当該維持の対象となる河川の埋塞の状況、当該河川の存する地域の地形又は地質、当該維持に要する技術又は機械力や当該維持の緊急性と都道府県等の維持の実施体制又は技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、地方整備局長等が都道府県知事等に代わって当該維持を行う必要があると認められる場合とする。

また、権限代行により実施する特定維持は、同項の規定により、「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に限られる。具体的には、社会条件や自然条件等により技術的难度が高いものと認められる維持をいうものであり、例えば、災害によって上流から下流の長い区間にわたって土砂や流木の堆積が生じ、膨大な土砂の搬出経路の全体監理が必要となる維持等がこれに当たる。

なお、地方整備局長等が当該維持を代行する必要性までは認められない場合であっても、地方整備局長等は都道府県知事等による当該維持の実施に係る助言を行うことが望ましい。

2. 代行を要請する際の手続きについて

都道府県知事等は、河川法第 16 条の 5 第 1 項の要請を行おうとするときは、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分に調整の上、別添 2 の様式により要請を行うものとする。

また、各地方整備局等は、当該要請に係る窓口を定め、あらかじめ関係都道府県等に周知するものとする。

第 3 国土交通大臣による準用河川における権限代行について

河川法第 100 条の規定により、河川法第 16 条の 4 及び第 16 条の 5 の規定を準用河川に準用する場合、代行対象の選定の考え方は第 1 の 1. 及び第 2 の 1. に準ずるものとする。

市町村長は、河川法第 16 条の 4 第 1 項又は第 16 条の 5 第 1 項の要請を行おうとするときは、あらかじめ都道府県を通じて各地方整備局等担当部局と十分に調整の上（緊急を要する場合には、都道府県を経由せず各地方整備局等担当部局と調整を行うことができるものとする）、別添 1 又は別添 2 の様式により要請を行うものとする。

また、各地方整備局等は、当該要請に係る窓口を定め、あらかじめ関係都道府県等に周知するものとする。

第 4 水資源機構による河川管理施設の改築、修繕又は災害復旧事業に係る工事について

1. 代行対象の選定の考え方について

水資源機構法第19条の2第1項の規定により、河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事又は災害復旧事業に係る工事を「都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」とは、当該河川管理施設の構造、当該河川管理施設の存する地域の地形又は地質、当該工事に要する技術又は機械力や当該工事の緊急性と当該都道府県等の工事实施体制又は技術上の制約との関係、水資源機構による工事の実施の必要性等を総合的に勘案し、水資源機構が都道府県知事等に代わって当該工事を行う必要があると認められる場合とする。

なお、水資源機構による工事の実施の必要性とは、他の水系に比べて水の利用関係が輻輳している水資源開発水系内における多様な水利権者との利害調整を行うに当たって、過去50年以上にわたり同水系内で水資源開発を担ってきた水資源機構の知識・経験等を活用することが円滑な工事の実施に必要となるような場合をいうものである。

また、権限代行により実施する工事は、同項の規定により、「水資源開発水系に係るもの」であること並びに「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」及び「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」と認められるものに限られる。

「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」とは、水の安定的な供給の確保と一体的に推進していくべき工事等をいうものであり、例えば、河川の下流部に位置する利水施設を含む区間の治水安全度を向上させるための工事がこれに当たる。

また、「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」とは、社会条件や自然条件等により技術的難度が高いものと認められる工事をいうものであり、例えば、既存のダム施設の運用しながら行う堤体の嵩上げやゲート等の放流設備の改良等の改築に関する工事や、洪水等によりダムのゲートが損壊し、出水期が継続している等の理由からこれを極めて迅速に復旧させる必要があるものの、自然的条件や技術的条件から当該復旧工事の施行難度が高い場合の災害復旧事業に係る工事等がこれに当たる。

2. 代行を要請する際の手続きについて

都道府県知事等は、水資源機構法第19条の2第1項に基づく要請を行おうとするときは、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分に調整の上、別添3の様式により要請を行うものとする。

また、水資源機構は、当該要請に係る窓口を定め、あらかじめ関係都道府県等に周知するものとする。

3. 費用負担等に関する手続きについて

水資源機構が権限代行により工事を行う場合、その費用に関する国の負担金等については、水資源機構法第30条の2第2項の規定により、水資源機構に直接交付されることになる。このため、同条第3項の規定により、国の負担金等に係る手続きについては、水資源機構が都道府県知事等に代わってこれを行うことになる。

具体的には、水資源機構による権限代行が開始されて以降の、補助金等適正化法及び国庫負担法に基づく国の補助金等に係る手続きについては、水資源機構は都道府県知事等に代わって行うことになる。

以上

別添 1
(文書番号)
年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

(河川管理者)

河川法第 16 条の 4 第 1 項の規定に基づく
国土交通大臣への特定河川工事の代行の要請書

河川法第 16 条の 4 第 1 項の規定により、〇〇水系〇〇川における改良工事
(修繕、災害復旧事業に関する工事) の代行を、下記のとおり要請します。

記

1. 改良工事（修繕、災害復旧事業に関する工事）の代行を要請する施設等
〇〇水系〇〇川（〇〇k～〇〇k）における〇〇
2. 施設等の所在地
〇〇県〇〇市〇〇
3. 施設等の概要
(代行を要請する施設等の諸元、図面、写真等)
4. 代行を要請する工事の内容及び必要性
5. 工事に高度な技術等を要する理由
6. 工事を自ら実施することが困難である理由

担当者 〇〇〇〇（電話、メールアドレス）

別添2
(文書番号)
年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

(河川管理者)

河川法第16条の5第1項の規定に基づく
国土交通大臣への特定維持の代行の要請書

河川法第16条の5第1項の規定により、〇〇水系〇〇川における維持の代行を、下記のとおり要請します。

記

1. 維持の代行を要請する河川等
〇〇水系〇〇川 (〇〇k~〇〇k)
2. 施設等の所在地
〇〇県〇〇市〇〇
3. 河川の埋塞等の概要
(代行を要請する河川等の諸元、図面、写真等)
4. 代行を要請する維持の内容及び必要性
5. 維持に高度な技術等を要する理由
6. 維持を自ら実施することが困難である理由

担当者 〇〇〇〇 (電話、メールアドレス)

別添3
(文書番号)
年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

(河川管理者)

独立行政法人水資源機構法第19条の2第1項の規定に基づく
独立行政法人水資源機構への特定河川工事の代行の要請書

独立行政法人水資源機構法第19条の2第1項の規定により、〇〇水系〇〇川における〇〇の改築（修繕、災害復旧事業に関する工事）の代行を、下記のとおり要請します。

記

1. 改築（修繕、災害復旧事業に関する工事）の代行を要請する河川管理施設
〇〇水系〇〇川（〇〇k～〇〇k）における〇〇
2. 施設の所在地
〇〇県〇〇市〇〇
3. 施設の概要
（代行を要請する施設の諸元、図面、写真等）
4. 代行を要請する工事の内容及び必要性
5. 工事が水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資する理由
6. 工事に高度な技術等を要する理由
7. 工事を自ら実施することが困難である理由

担当者 〇〇〇〇（電話、メールアドレス）